

地域密着型サービス事業所の指定 に付する条件の改正について

豊島区保健福祉部介護保険課

平成31年3月20日

1. 現状

1. 第三者評価の受審に関する条件

対象となる事業者に対して外部の評価機構が専門的かつ客観的な立場から、サービスの内容や質、事業者の経営や組織のマネジメントの力等を評価する第三者評価の定期的・継続的な受審を条件とする。

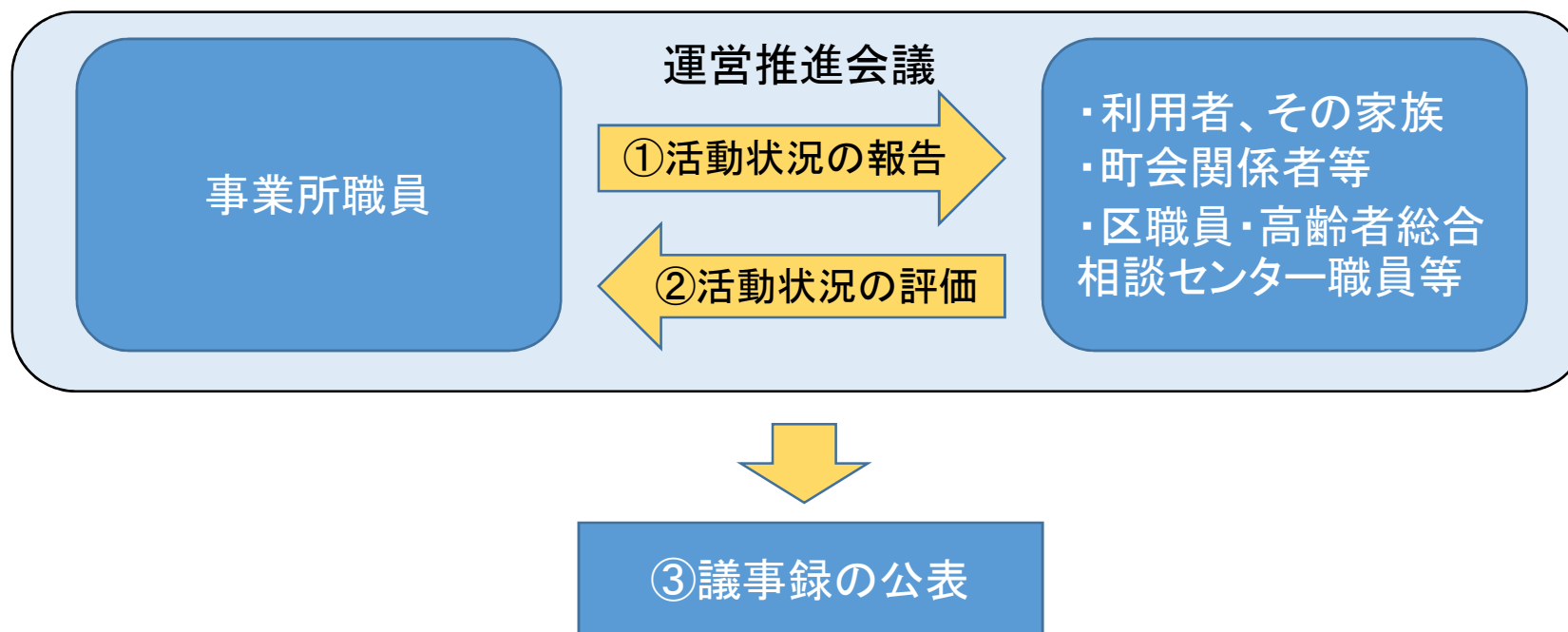
2. 公表サービス情報の報告及び公表に関する条件

利用者が介護サービスや事業所・施設を、比較・検討して適切に選ぶための情報を提供する「公表サービス情報」の報告及び公表について、定期的な情報の更新を条件とする。

2. 追加する条件

- ・ 運営推進会議の定期的な開催等に関する条件

事業所による利用者の抱え込みを防止し、地域に開かれたサービス提供体制を確立するための運営推進会議について、定期的な開催、議事録の公表等を条件とする。



3. 参考資料

- 概ね2月に1回程度の開催が求められているサービス
 - 小規模多機能型居宅介護
 - 認知症対応型共同生活介護(グループホーム)等
- 概ね6月に1回程度の開催が求められているサービス
 - 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
 - 認知症対応型通所介護
 - 地域密着型通所介護等